13―55	21. 12. 4	腰部痛に係る障害補償の実施	棄　却
13―56	21. 12. 4	涙液分泌減少症、涙小管炎に係る公務上の認定	棄　却
13―57	21. 12. 4	うつ病に係る公務上の認定	棄　却
13―58	21. 12. 11	右膝挫傷に係る通勤災害の認定	棄　却
13―60	21. 12. 16	右手関節捻挫、左第二趾挫傷に係る治癒の認定及び障害等級の決定	棄　却
13―61	21. 12. 16	外傷後左ハムストリング拘縮に係る公務上の認定	容　認
13―62	21. 12. 16	両側慢性硬膜下血腫に係る公務上の認定	棄　却
13―63	21. 12. 18	うつ病に係る公務上の認定	棄　却
13―64	21. 12. 18	めまい症（心身症）、不眠症に係る公務上の認定	棄　却
13―64	21. 12. 18	Ｂ型慢性肝炎、肝膿瘍に係る公務上の認定	棄　却
13―１	22. 1. 29	腰痛症状に係る公務上の認定	一部容認
13―１	22. 1. 29	頸椎症に係る公務上の認定	棄　却
13―２	22. 1. 29	頸椎捻挫、腰部・臀部打撲等に係る休業補償の実施	棄　却
13―２	22. 1. 29	頸椎捻挫、腰部・臀部打撲等に係る治癒の認定	棄　却
13―２	22. 1. 29	頸椎捻挫、腰部・臀部打撲等に係る休業援護金の実施（福祉事業）	棄　却
13―３	22. 1. 29	右下腿挫傷に係る公務上の認定	棄　却
13―４	22. 1. 29	頸椎捻挫、右肩・背部打撲等に係る通勤災害の認定	容　認
13―５	22. 1. 29	左胸部打撲、外傷性肋間神経痛に係る公務上の認定	棄　却
13―６	22. 2. 17	不安、不眠状態に係る公務上の認定	棄　却
13―７	22. 2. 17	身体表現性障害、うつ状態に係る公務上の認定	棄　却
13―９	22. 2. 19	脳内出血（死亡）に係る公務上の認定	棄　却
13―10	22. 2. 19	認定遅延、制度の周知に関する不服等に係る手続き	棄　却
13―10	22. 2. 19	移送費、障害補償の支給に係る手続き	棄　却
13―10	22. 2. 19	移送費に係る算定方法	棄　却
13―11	22. 2. 19	不安障害に係る公務上の認定	棄　却
13―12	22. 2. 26	左内側半月板損傷に係る公務上の認定	容　認
13―13	22. 2. 26	右肩挫傷、右肩腱板損傷に係る公務上の認定	棄　却
13―15	22. 3. 17	左母指屈筋腱々鞘炎、右手関節ＴＦＣＣ損傷に係る公務上の認定	棄　却
13―16	22. 3. 17	背筋挫傷に係る公務上の認定	容　認
13―17	22. 3. 17	自殺（薬物中毒）に係る公務上の認定	棄　却
13―18	22. 3. 17	変形性膝関節症による疼痛に係る公務上の認定	棄　却
13―19	22. 3. 29	うつ病に係る公務上の認定	棄　却

第４節　給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度（給与法第21条）は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものであって、規則13―４（給与の決定に関する審査の申立て）に定められた審査手続に従って行われている。

平成21年度は、勤勉手当の成績区分の決定を不服とする申立てを中心に28件の申立てがあり、前年度13件であった受付件数が15件増加した。これに前年度から繰り越した15件を加えて、係属件数は43件となった。その処理状況は、決定を行ったものが６件、取り下げられたものが１件、審査の対象外のため却下したものが３件であり、平成22年度に繰り越したものは33件である（表11―４）。

［表11―４］　平成21年度給与決定審査申立事案決定一覧

指令番号	決定年月日	申　立　内　容	決　定
13―25	21. 7. 10	平成20年６月期の勤勉手当の成績区分	棄　却
13―26	21. 7. 10	平成20年６月期の勤勉手当の成績区分	棄　却
13―36	21. 9. 25	平成20年６月期の勤勉手当の成績区分及び成績率	棄　却
13―59	21. 12. 11	平成20年６月期の勤勉手当の成績区分	容　認
13―８	22. 2. 17	平成19年１月１日付けの昇給区分及び号俸	棄　却
13―14	22. 2. 26	平成20年６月期の勤勉手当の成績区分	棄　却

第５節　苦情相談

行政の複雑・高度化や職員を取り巻く環境が大きく変化する中、職員からの苦情相談件数は、近年、高い水準にある。また、能力実績重視の人事管理が求められている中で、職員からの苦情を迅速に解決するための苦情相談業務は、公務能率の維持・増進の観点からもますます重要になってきている。こうしたことから、苦情相談業務の一層の充実を図ることとし、平成21年４月に職員相談課を設置した。

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、人事院の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものであって、規則13―５（職員からの苦情相談）に定められた手続に従って行われている。

不利益処分審査請求事案等のうち受理後においても職員が苦情相談を活用した解決も希望する場合などには、職員相談員によるあっせん等を行うことができるよう規則13―５（職員からの苦情相談）の一部を改正し、平成21年４月１日から施行した。

最近５年間の苦情相談の件数は、図11―３のとおりである。

平成21年度に受け付けた苦情相談1,344件の内容別件数は、図11―４のとおりである。